

生活指導内規

教育目標及び教育目標を達成するための基本方針に基づき生活指導内規を以下のように定める。

1. 服装・履物について

- ① 所定の制服を着用し、清潔、質素、端正に心掛ける。(服装規定参照)
- ② 常に高校生としてふさわしい身だしなみを心がけること。
頭髪に関しては、染色はしないこと。
- ③ 履物については、以下のように区別する。
 - (ア) 教室棟・センター棟→下履き
 - (イ) 体育館棟・格技棟 →体育館履き
 - (ウ) グランド →グラウンド用シューズ
 - (エ) 特別教室 →設置のスリッパ

2. 服装規定

【服装は次の本校指定の制服を着用すること】

- ① 冬期（冬10月1日～5月31日）は下記の冬服を着用すること。
 - 〈男子〉：ブレザー、白Yシャツ、ズボン、ネクタイ
 - 〈女子〉：ブレザー、白Yシャツ、スカート、またはスラックス、リボン(えんじ色)
※女子はスラックス着用時にはネクタイを着用してもよい。
- ② 夏期（6月1日～9月30日）は下記の夏服を着用すること。
 - 〈男子〉：白Yシャツ、夏用ズボン
 - 〈女子〉：白Yシャツ、夏用スカート、または夏用スラックス
※夏期のネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。

補足：学校が指定した日(式典等、年間行事予定表に「指」と記されている日)は上記の制服を着用すること。

【指定した日以外は、次の服装を認める】

- ① 子のリボンについてはオプションのブルーのリボンの着用を認める。
 - ② シャツについては淡色・無地であれば、カラーシャツの着用を認める。
 - ③ 夏服着用時は、Yシャツ以外に学校指定のポロシャツ(白・紺)の着用も認める。
 - ④ 年間を通して、黒・紺・グレイ・茶系または白の無地であれば、ベスト、セーター、カーディガンの着用を認める(パーカー、トレーナーは不可)。
 - ⑤ 高校生としてふさわしくない装飾品は身につけないこと。
- ※ 冬期(10月1日～5月31日)においては登下校時にブレザー・ネクタイ・リボンを必ず着用すること。
- ※ 夏期(6月1日～9月31日)においては黒・紺・グレイ・茶系または白の無地であれば、ベスト、セーター、カーディガンの着用での登校を認める。

※ 冬期、夏期の移行期間を前後 1 ヶ月設定する。

(5 月 1 5 日 ~ 6 月 1 5 日 9 月 1 5 日 ~ 1 0 月 1 5 日)

4. 欠席・遅刻・早退・外出について

①欠席や遅刻の時には必ず電話で連絡すること。また、登校の際に、生徒手帳の連絡欄に保護者が記入し、担任（または、教科担任）にその旨を届け出る。

②欠課や早退が事前にわかっている時は欠席・遅刻同様、生徒手帳の連絡欄に理由を明記し、担任に届け出る。

③登校から下校までの間に許可なく校外に出ることを禁ずる。外出の必要な場合は生徒手帳または外出許可証に記入し、担任などの許可を受ける。

5. 下校について

下校時刻は 1 6 時 5 5 分とする。（春季休業中、夏季休業中、冬季休業中についても 1 6 時 5 5 分）ただし、生徒会活動や部活動等の特別活動のために定められた下校時間を超えて居残りを必要とする場合は所定の手続きを必要とする。

6. 印刷物の配布・掲示について

学校内で、ビラ等の配布またはポスターの掲示をするときは、所定の手続きを必要とする。

7. 自転車通学について

①許可制とする。許可を受けたら、学校指定の登録番号入りのステッカーを貼って利用する。

②使用する自転車には住所・氏名を明記し、鍵を取り付け、必ず所定の場所に置く。

③学校の近隣や駅前には自転車を放置しない。

8. 自動車・オートバイ（原動機付き自転車を含む）通学について

通学は、電車・バス等の公共交通機関又は徒歩、自転車とする。また、学校に自動車・オートバイ（原動機付き自転車を含む）を運転して来てはいけない。

生活指導における基本方針

3年間を通しての生活指導上の基本的な考え方

1. 生徒の自主性を重んじ、生徒自らが善悪の判断ができるように継続的に指導する。
2. 基本的な生活習慣の確立をめざし、規律正しい学校生活を送れるよう指導する。
3. クラスを越えて学校全体で連携をとりながら生活指導や相談活動にあたる。

(1) 遅刻および無断欠席、無断早退、授業の中抜けをしない。

- ・欠席：欠席の時は保護者から電話で必ず連絡をさせる。
- ・無断早退・授業中抜け：担任・学年による相談・指導をする。

※無断欠席、無断早退、授業中抜けが度重なる場合は、生活指導部も協力して相談・指導を行う。

【遅刻指導について】

遅刻を無くして、生徒一人一人が規律ある学校生活を過ごすことがねらいで遅刻を繰り返す生徒には当該学年で相談・指導を行うこととする。

(2) 授業開始時の着席と挨拶の励行。特に教科担任を中心に学校全体で指導する。

①挨拶はすべての始まり。

- ・「おはよう」から「さようなら」まで進んで挨拶をしよう。

②授業と休み時間の区別をはっきりつけさせる。

- ・授業開始時着席の励行

(3) 文武両道の学校を目指す。学校全体で部活動への積極的な参加を呼びかけ、指導する。

- ・クラス以外に学校での自分の居場所をみつけれられるよう指導する。
- ・全員の部活動参加をめざす。

(4) 高校生としてふさわしい、清潔で質素な身だしなみに心がける。

- ・服装：服装規定に準ずる。
- ・頭髪：染色、脱色はしない。
- ・はきもの：革靴または運動靴を履いてくること。

※上記に示されていない装身具、化粧等については、頭髪に準じて相談・指導を行う。

(5) 自転車通学者はルールを守って、交通安全に気をつける。

- ・自転車には本校所定のステッカーを貼る。
- ・自転車は指定された場所にきちんと置く。
- ・学校の近隣や駅前には自転車を放置しないようにする。

(6) バイク・自動車の登下校は禁止。 → 特別指導の対象となる。

- ・登下校を含め制服で運転をすることを禁止。
- ・私服でも学校や正門の近くへ乗り付けない。

(7) アルバイトは原則として禁止。

- ・経済的理由等で家庭からの届出により学校が承認した場合は除く。

(8) 飲酒、喫煙、暴力行為、暴言、器物破損等絶対禁止→特別指導の対象となる。

(9) 盗難に対する注意→自己管理の徹底をはかるように指導を行う。

- ・必要以上の現金や高価なものを学校に持ってこない。
- ・体育等で教室を離れる時は、貴重品をバッグや制服のポケットなどに入れず、自分のロッカーに鍵をかけてしまう。
- ・体育の授業や部活動の時に教室、更衣室や部室等に不用意に貴重品を置かない。

(10) 学校内での選挙運動について、下記の通りに規定する。

1) 選挙運動は、18歳以上の生徒のみ、選挙期間内に行うことができる。

2) 学校は政治的中立性をもつ立場から、学校内における選挙運動を制限する。

1. 学校内における選挙運動は行わないこと。学校内では政治的中立性をもって学校生活を送り、個人の思想・信条を尊重すること。
2. 放課後、校外においては、ルールやマナーを守り、他の生徒や周囲の方々の迷惑にならない限り、選挙運動を行うことは可能である。
3. 強引な勧誘は禁止する。また迷惑行為、犯罪行為をしてはならない。
4. 17歳以下の生徒に選挙運動を行わせてはならない。
5. メールによる選挙運動を禁止する。
6. その他、法令で禁止されている事項は行ってはならない。

※上記に反した者は、指導の対象になる場合がある。

(11) その他 → 学校全体で指導すること。(マナーに関すること)

①授業時や集会時の私語

話をよく聞く態度を身につけさせる。→私語をしない、させない。

②授業時や集会時のガム、アメ等

食べない、食べさせない。

③ビン、カン、牛乳パック等のゴミのポイ捨て

燃えるゴミ、燃やせないゴミを分別して捨てる。

④授業中の携帯電話の使用

携帯電話をマナーモードにさせるか、携帯電話の電源を切らせる。

(授業中の使用を認めたら、取り上げて担任に渡し、学年で指導)

⑤授業中、机の上に授業に不必要な物は置かない。

生活指導の基本方針は学校全体で強力に指導をするということではなく、生徒に理解をさせ、生徒自らが自覚をもち、分別のある行動をとれるようにすることにある。そのためには以上のことがらの他にも学校全体で継続的に粘り強く相談・指導をおこなっていくという姿勢を取り続けることが大切である。

部活動について

1. 活動時間および部室使用時間について

1. 活動時間	15:30～16:45
2. 部室使用時間	15:00～16:55

授業時間が変更になる場合はその都度定める。

(注意事項)

- ①清掃終了後に活動を開始する。
- ②活動時間の中にグラウンド整備や後片づけも含む。
- ③文化部・運動部とも16:55分に完全下校とする。
- ④部室の鍵は職員室にあり、生活指導部が管理する。
- ⑤部活動終了後は校門前等にたむろせず速やかに下校すること。

2. 部室の使用について

- ①部活動時間のみ使用。(体育時の更衣、休み時間の使用は禁止)
- ②部室は週1回の清掃日を設け、常に美化に努めること。

3. 下校延長(居残り届)について

- ①原則として顧問が必要と認めた場合に限り認める。生活指導部に届を出し、活動には顧問が付き添うこと。
- ②活動時間は原則として、18時45分までとし、19時には部室等の鍵を返す。
- ③居残り届は活動予定日の前の週の金曜日までに所定の手続きをする。

4. 早朝練習について

必ず顧問の許可を得、顧問が付き添うこと。(自主練習も同様)

5. 休日活動について

生活指導部に活動日前日の昼休みまで(前日が休日の場合は前々日)に休日登校願を出し、顧問が付き添う。

(注意事項)

- ①届に記入する時間は、登校してから下校するまでとする。また、顧問が責任をもって登下校の指導にあたること。
- ②休日登校をするときは校長室横の入口より出入りをする。他の出入り口の扉は開けないこと。
- ③上記の内容を部長・マネージャーを含め全部員に徹底させること。

6. 校外活動願について

校外で活動する場合も前日の昼休みまでに校外活動願を出すこと。提出先は生活指導部。

7. 考査期間 1 週間前と考査期間中の特別活動について

- ①考査期間 1 週間前と考査期間中の特別活動は原則として禁止とする。
- ②特別活動許可の対象は、公式試合またはそれに準ずるものが、考査期間前後 1 週間以内
に開かれる場合のみとする。
- ③練習は授業のある日は早朝、放課後とし、考査期間中はその日のすべての考査が終了し
た後、90分程度とする。
- ④届は考査 1 週間前に所定の用紙に記入し生活指導部に提出する。
- ⑤部室等の鍵の出し入れはすべて顧問が行い、下校指導も顧問が責任をもって行う。

8. 長期休業中の特別活動について

活動時間は 9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 とし 1 6 : 5 5 分完全下校とする。ただし、練習試合等
の実施や顧問が必要と認めかつ付き添う場合は多少下校を延長することができる。

9. 公欠について

- ①運動部においては高体連主催の公式戦またはそれに準ずる公式試合(打ち合わせに出席
する場合を含む)、文化部においては運動部の公式試合に相当する行事に参加する場合
で校長が出席しなくてもよいと認めたものを公欠とする。
- ②公欠の必要がある生徒は顧問の許可を得て、担任を通し遅くとも公欠日の 3 日前までに
公欠届を提出する。

10. 入部・仮入部について

正式入部は一斉部会開催日以降とする。それまでは仮入部とし、仮入部者を拘束しないこ
とを原則とする。ただし、本人および保護者の同意があればこの限りではない。

11. 校舎内の使用について

雨天時に顧問が必要と認める場合に限り、きれいな運動靴を使用し、器具を使わないトレ
ーニングのみ認める。ただし、会議や周囲の安全のため禁止する場合もある。

12. 中庭の使用について

中庭の使用については、ガラス破損の危険性があるので、ボールを使う練習は一切禁止と
する。また、会議等の関係で騒音には留意して活動すること。